

治療と仕事の両立支援

—情報共有に基づく支援に向けて—

令和8年10月16日(金)

埼玉産業保健総合支援センター産業保健相談員

武石容子



医療機関における両立支援セミナー実施状況

No.	【がんの医療圏】	【都道府県がん診療連携拠点病院(国指定)】	セミナー実施日	講師
1	県央	埼玉県立がんセンター	H30.12.19	武石相談員 山岸促進員
	【がんの医療圏】【地域がん診療連携拠点病院(国指定、高度型)】			
2	西部	埼玉医科大学国際医療センター		
3	川越比企	埼玉医科大学総合医療センター		
	【がんの医療圏】【地域がん診療連携拠点病院(国指定)】			
4	県央	上尾中央総合病院	R1.9交渉済	
5	南部	川口市立医療センター	R1.7交渉済	
6	〃	埼玉県済生会川口総合病院	H31.2.15	武石相談員 山岸促進員
7	〃	戸田中央総合病院		
8	南西部	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	R2.1.23	武石相談員
9	東部	春日部市立医療センター		
10	東部	獨協医科大学埼玉医療センター	R1.7.26	武石相談員 近藤促進員
11	さいたま	さいたま赤十字病院	H31.2.26	武石相談員 山岸促進員
12	〃	さいたま市立病院	R1.6.19・R3.3.4	武石相談員 山岸促進員
13	〃	自治医科大学附属さいたま医療センター		
14	北部	深谷赤十字病院		
	【二次保健医療圏】 【埼玉県がん診療指定病院(県指定)】			
15	南部	埼玉協同病院		
16	南西部	TMGあさか医療センター	R1.10交渉済	
17	東部	秀和総合病院		
18	東部	越谷市立病院		
19	さいたま	埼玉メディカルセンター	R1.9.25	武石相談員 近藤促進員
20	〃	彩の国東大宮メディカルセンター	H30.9.3	武石相談員 山岸促進員
21	〃	さいたま市民医療センター	H30.10.29	武石相談員 山岸促進員
22	川越比企	小川赤十字病院		
23	西部	埼玉石心会病院	R1.9交渉済	
24	西部	防衛医科大学校病院	R4.9.27	武石相談員 吉田ひさ促進員
25	利根	行田総合病院	R1.9交渉済	
26	利根	新久喜総合病院	H30.11.26	関谷(外部講師) 山岸促進員

治療と仕事の両立支援

1. 治療と就業の両立支援指針
2. 産業保健に関する基本的知識
3. 事業場（産業医）と主治医の情報共有
4. 療養・就労両立支援指導料（保険診療）

労働施策総合推進法の改正（治療と仕事の両立支援の努力義務化）

- 労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）により、事業主に対し、治療と仕事の両立支援の取組を努力義務化。（施行期日：令和8年4月1日）

改正の趣旨

- 高齢者の就労の増加や、医療技術の進歩等を背景に、病気を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しており、今後も一層の増加が見込まれている。
⇒「治療と仕事の両立支援ガイドライン」による事業主の取組の更なる促進を図る。

見直し内容

- 事業主に対し、**職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課す**とともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための**指針の根拠規定を整備**する。

→ 現在、「治療と仕事の両立支援ガイドライン」により事業主に次のような取組を求めており、これを参考に指針を策定。

【環境整備】

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に関する休暇制度・勤務制度等の整備 等

（例）時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等

【個別の両立支援】

主治医や産業医等の意見を踏まえた具体的な両立支援策の検討・実施

- 就業上の措置（避けるべき作業、時間外労働の可否、出張の可否等）
- 治療への配慮（通院時間の確保、休憩場所の確保等）

労働施策総合推進法（昭和41年法律第132号）（抄）

（国の施策）

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、総合的に取り組まなければならない。

一～九 （略）

十 疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること。

十一～十六 （略）

2 （略）

3 （略）

第八章 治療と就業の両立支援

第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

3 治療と就業の両立支援指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十条の二第一項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならない。

4 厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

※ 労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）により新設

治療と就業の両立支援指針

対象疾患

反復・継続して治療が必要と判断され、就業の継続に配慮が必要なもの

法令の根拠(概要)

労働施策総合推進法	第27条の3	両立支援	努力義務
安衛法	第66条	健診 & 就業上の措置 の実施	義務
		生活指導 & 受診勧奨	努力義務
安衛法	第68条	疾病による就業禁止	慎重な判断
安衛法	第62条	中高年齢者	努力義務



健康確保対策等

事業場の主たる労働衛生管理体制

事業者

産業保健活動

- (安全)衛生推進者
- 人事労務担当者
- 運行管理者(運輸業)
- 産業医
- 衛生管理者
- 産業保健看護職(保健師、看護師)
- 産業カウンセラー
- 労働衛生コンサルタント

治療と仕事の両立とは



病気を抱えながらも、働く意欲や能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることです。

治療と仕事の両立支援に取り組むことの意義

◆労働者にとっての意義



疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないように、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まります。

◆事業者にとっての意義



労働者の健康確保とともに、大切な人材を失わずにすみ、労働者のモチベーション向上により人材の定着や生産性向上につながります。「健康経営」や社会的責任（CSR）の取組そのものであり、多様な人材の活用による事業の活性化が期待されます。

◆医療関係者にとっての意義



仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となります。

◆社会にとっての意義



疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待されます。

療養・就労両立支援指導料の流れ

患者
(労働者)



① 勤務情報を記載した文書の作成
(患者と事業主・産業医等と共同作成)

様式例「勤務情報提供書」

様式例「両立支援カード」

※会社の確認が必要

あなたの会社では、短時間勤務の制度があるので、しばらく利用することで就業は可能です。

あなたの業務内容では〇〇の症状が影響することがあるため、会社には△△の配慮をお願いしてください。

事業主



職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等について、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定

様式例「主治医意見書」

主治医

ここで
算定

勤務情報を踏まえ、②患者に療養上の指導を行うとともに、③患者が勤務する事業場に選任されている産業医等に両立支援に必要な情報を提供

勤務情報提供書

(主治医所属・氏名) 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名		生年月日	年	月	日
住所					

職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など
職務内容	(作業場所・作業内容) ☐ 体を使う作業（重作業） ☐ 体を使う作業（軽作業） ☐ 長時間立位 ☐ 暑熱場所での作業 ☐ 寒冷場所での作業 ☐ 高所作業 ☐ 車の運転 ☐ 機械の運転・操作 ☐ 対人業務 ☐ 遠隔地出張（国内） ☐ 海外出張 ☐ 単身赴任
勤務形態	☐ 常勤勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☐ その他（ ）
勤務時間	時 分 ～ 時 分（休憩 時間、週 日間） （時間外・休日労働の状況： ） （国内・海外出張の状況： ）
通勤方法 通勤時間	☐ 徒歩 ☐ 公共交通機関（着座可能） ☐ 公共交通機関（着座不可能） ☐ 自動車 ☐ その他（ ） 通勤時間：（ ）分
休業可能期間	年 月 日まで（ 日間） （給与支給 ☐ 有り ☐ 無し 傷病手当金 %）
有給休暇日数	残 日間
その他 特記事項	
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病気休暇 ☐ 時差出勤制度 ☐ 短時間勤務制度 ☐ 在宅勤務（テレワーク） ☐ 試し出勤制度 ☐ その他（ ）

会社において選任されている産業医等に✓してください。

☐ 産業医 ☐ 総括安全衛生管理者 ☐ 衛生管理者 ☐ 安全衛生推進者 ☐ 衛生推進者 ☐ 保健師

上記内容を確認しました。

令和 年 月 日 (本人署名)

令和 年 月 日 (会社名) _____

住所 電話番号

職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など
職務内容	(作業場所・作業内容) ☐体を使う作業（重作業） ☐暑熱場所での作業 ☐車の運転 ☐遠隔地出張（国内） ☐体を使う作業（軽作業） ☐寒冷場所での作業 ☐機械の運転・操作 ☐海外出張 ☐長時間立位 ☐高所作業 ☐対人業務 ☐単身赴任
勤務形態	☐ 常昼勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☐ その他（ ）
勤務時間	時 分 ～ 時 分（休憩 時間、週 日間） （時間外・休日労働の状況： ） （国内・海外出張の状況： ）
通勤方法 通勤時間	☐ 徒歩 ☐ 公共交通機関（着座可能） ☐ 公共交通機関（着座不可能） ☐ 自動車 ☐ その他（ ） 通勤時間：（ ）分
休業可能期間	年 月 日まで（ 日間） （給与支給 ☐ 有り ☐ 無し 傷病手当金 %）
有給休暇日数	残 日間
その他 特記事項	
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病気休暇 ☐ 時差出勤制度 ☐ 短時間勤務制度 ☐ 在宅勤務（テレワーク） ☐ 試し出勤制度 ☐ その他（ ）

会社において選任されている産業医等に✓してください。

☐産業医 ☐総括安全衛生管理者 ☐衛生管理者 ☐安全衛生推進者 ☐衛生推進者 ☐保健師

主治医意見書
(就業継続)

患者氏名		生年月日	年	月	日
住所					
病名					
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)				
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール (半年間、月 1 回の通院が必要、等))				
退院後／治療中の就業継続の可否	☐ 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) ☐ 条件付きで可 (就業上の措置があれば可能) ☐ 現時点で不可 (療養の継続が望ましい)				
望ましい就業上の措置	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。				
治療に対する配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。				
上記の措置期間	年 月 日 ～ 年 月 日				

上記内容を確認しました。
令和 年 月 日 (本人署名)

上記のとおり、就業継続の可否等に関する意見を提出します。
令和 年 月 日 (主治医署名) _____

住所 _____ 電話番号 _____

安全配慮(医学
的絶対(相対)禁
忌事項)

必須対応
必須程でない対応

合理的配慮
(障害等)

自己保健義務
的配慮

病名	
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))
退院後／治療中の 就業継続 の可否	☐ 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) ☐ 条件付きで可(就業上の措置があれば可能) ☐ 現時点で不可(療養の継続が望ましい)
望ましい就業上の 措置	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や 海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
治療に対する 配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
上記の措置期間	年 月 日 ～ 年 月 日

主治医意見書
(復職)

患者氏名		生年月日	年	月	日
住所					

復職に関する 意見	☐ 復職可 ☐ 条件付き可 ☐ 現時点で不可（休業：～ 年 月 日）
	意見
望ましい就業上 の措置	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張 や海外出張は避ける など 注）提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
治療に対する 配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注）治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
上記の措置期間	年 月 日 ～ 年 月 日

上記内容を確認しました。 令和 年 月 日 （本人署名）
--

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。
令和 年 月 日 （主治医署名） _____

住所 _____	電話番号 _____
----------	------------

安全配慮(医学的
絶対(相対)禁忌
事項)

必須対応

必須程でない対応

合理的配慮
(障害等)

自己保健義務
的配慮

復職に関する 意見	☐ 復職可 ☐ 条件付き可 ☐ 現時点で不可（休業：～ 年 月 日）
	意見
望ましい就業上 の措置	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張 や海外出張は避ける など 注）提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
治療に対する 配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注）治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
上記の措置期間	年 月 日 ～ 年 月 日

療養・就労両立支援指導料（令和8年度改定版）

1. 概要

療養・就労両立支援指導料は、患者（労働者）の療養と就労の両立支援のため、治療を担当する医師が、①患者と事業主が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、②就労の状況を考慮して、患者に療養上の指導を行うとともに、③患者が勤務する事業場に選任されている産業医等に就労と療養の両立に必要な情報を提供した場合に算定する。さらに、④情報提供を行った後、勤務環境の変化を踏まえ、患者に必要な療養上の指導を行った場合に算定する。

対象：全疾患（疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者であって、就業の継続に配慮が必要なもの）

2. 算定要件

初回 850点（情報通信機器を用いて行った場合 740点） 注：月1回に限り算定

- ① 患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書（患者が作成し事業者が確認を行った文書を含む。）を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」、様式「両立支援カード」】
- ② ①の文書による勤務情報を踏まえ、患者に療養上の指導、就労上の指導を行う
- ③ 事業場に選任されている産業医等（※1）に対して、就労と療養の両立に必要な情報を提供する
【様式「主治医意見書」、様式「両立支援カード」】

（※1）患者が勤務する事業場に選任されている産業医等（産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師）

2回目以降 500点（情報通信機器を用いて行った場合 435点） 注：初回を算定した月から起算して6月を限度として、月1回に限り算定

- ④ 情報提供を行った後、就労の状況を確認し、患者に必要な療養上の指導を行う

相談支援加算 400点

- 専任の看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師（※2）が、療養上の指導に同席し、相談支援を行った場合
（※2）相談支援を行う有資格者は、両立支援コーディネーター養成研修を修了した者であること

療養・就労両立支援指導料 令和8年度改定のポイント

- 対象疾患は、これまでは特定の疾患に限られていましたが、疾患の定めが廃止され、**全ての疾患**が診療報酬の対象になりました。
- 「**治療と仕事の両立支援カード**」を用いる場合も対象に追加されました。
- **両立支援コーディネーター**養成研修を修了した看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師による**相談支援**の評価が大きく引き上げられました。

	これまで	令和8年度改定
点 数	初回：800点(696点) 2回目以降：400点(348点) 相談支援加算：50点 注：括弧内は情報通信機器を用いた場合	初回： <u>850点</u> (<u>740点</u>) 2回目以降： <u>500点</u> (<u>435点</u>) 相談支援加算： <u>400点</u> 注：括弧内は情報通信機器を用いた場合
対象となる患者・疾患	入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患しているもの 対象疾患：悪性腫瘍、脳血管疾患、指定難病、肝疾患(慢性経過)、心疾患、糖尿病、若年性認知症	疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者であって、就業の継続に配慮が必要なものの ※対象疾患の定めを廃止
初回の算定要件	①患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」】 ②勤務情報を踏まえ、患者に療養上の指導を行うとともに、患者が勤務する事業場に選任されている産業医等に両立支援に必要な情報を提供【様式「主治医意見書」】	医療機関が受け取る勤務情報について、患者が作成した【 様式「治療と仕事の両立支援カード」 】が事業者の確認を経て提供された場合を追加
2回目以降の算定可能期間	初回を算定した月から起算して3月を限度として、月1回限り	初回を算定した月から起算して <u>6月</u> を限度として、月1回限り

「治療と就業の両立支援指針」の様式例を活用する際の留意点

「治療と就業の両立支援指針」に基づき厚生労働省労働基準局長が定める様式例は、その活用方法はあくまで任意ですが、一方、保険診療において「療養・就労両立支援指導料」を算定する場合には、様式又はこれに準ずる様式を用いる必要があります。

様式例「両立支援カード」の場合

Ⅰ. 本人記載欄		Ⅱ. 医師記載欄	
氏名	生年月日	氏名	生年月日
住所		住所	
職務内容(有期雇用の場合は雇用契約期間も併せてご記入ください)		診断名	
勤務時間(時 分～時 分(休憩 時間。週 日間。))		現在の症状	
1 上記職務内容に含まれる作業(右記(1)～(3)について該当する作業に○を記してください)		今後の治療内容	
(1)身体上の負担がある作業 ①立位作業 ②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業 ③暑熱/寒冷/屋外作業 ④振動工具の取扱作業 ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 病原体等の取扱作業 ⑥化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業 (2)事故の可能性が高まる作業 ①1人作業 ②高所作業 ③危険な機械操作・自動車運転 (3)心身の負担が高いと感じられる作業 ①残業・休日労働など(長時間労働) ②出張 ③夜勤 ④その他		通院頻度	
2 利用可能な社内制度		就労に関する意見	☐ 可 ☐ 下記ア～ウの条件付き可(年 月 日～ 年 月 日) ☐ 現時点で不可
☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 半日単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病欠休暇 ☐ 勤務日数短縮(週 日勤務) ☐ 短時間勤務 ☐ 時差出勤 ☐ フレックスタイム ☐ 試し出勤 ☐ 在宅勤務 ☐ その他()		(1)身体上の負担がある作業 ①立位作業 ☐ 作業可 ☐ 立位の時間の制限 ☐ 作業は当面不可 ②-a 重量物の取扱作業 ☐ 作業可 ☐ 作業時間や回数の制限 ☐ 作業は当面不可 ②-b 体を大きく動かす作業 ☐ 作業可 ☐ 負荷の制限 ☐ 作業は当面不可 ③暑熱/寒冷/屋外作業 ☐ 作業可 ☐ 作業時間や回数の制限 ☐ 作業は当面不可 ④振動工具の取扱作業 ☐ 作業可 ☐ 振動の少ない工具の利用 ☐ 作業は当面不可 ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ☐ 作業可 ☐ 作業時間の制限 ☐ 作業は当面不可 ⑤-b 病原体等の取扱作業 ☐ 作業可 ☐ 保護具の着用 ☐ 作業は当面不可 ⑥化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業 ☐ 作業可 ☐ 作業時間の制限 ☐ 作業は当面不可	
勤務形態		(2)事故の可能性が高まる作業 ①1人作業 ☐ 作業可 ☐ 1人作業時の安全確保等 ☐ 作業は当面不可 ②高所作業 ☐ 作業可 ☐ 高所作業時の安全確保等 ☐ 作業は当面不可 ③危険な機械操作・自動車運転 ☐ 作業可 ☐ 危険な機械操作・自動車運転時の安全確保等 ☐ 作業は当面不可	
通勤方法(該当すべてに○し通勤時間をご記入ください)		(3)心身の負担が高いと感じられる作業 ①残業・休日労働など(長時間労働) ☐ 作業可 () ☐ 作業は当面不可 ②出張 ☐ 作業可 () ☐ 作業は当面不可 ③夜勤 ☐ 作業可 () ☐ 作業は当面不可 ④その他 () ☐ 作業は当面不可	
年次有給休暇日数 残 日間		イ 本人記載欄1の作業について、上記ア以外の必要な配慮事項(アの配慮・補足事項)	
会社において選任されている産業医等に○してください。 ☐ 産業医 ☐ 総括安全衛生管理者 ☐ 衛生管理者 ☐ 安全衛生推進者 ☐ 衛生推進者 ☐ 保健師		ウ 本人記載欄2の利用可能な社内制度を踏まえた、上記ア以外の、患者が働き続けるために医学的理由から配慮が望ましい事項	
会社に両立支援の申し出を行い、本カードの作成にあたって下記の担当部署・担当者の確認を受けました。 (会社記載欄) 会社名 担当部署・担当者名 住所 電話番号		医師署名欄 上記の通り、就労の可否や配慮に関する意見を提出します。 令和 年 月 日 医師機関名 住所 電話番号 本人署名欄 上記内容を確認し、職場での配慮に関する措置を申請します。 令和 年 月 日 (本人署名)	

※職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等に関しては、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定するものである。

● 会社で選任されている産業医等の有無は、主治医にとって、患者の勤務先との効果的な情報交換のため参考になる情報です。

● 「療養・就労両立支援指導料」においても、会社で選任されている産業医等が、主治医からの情報提供先となる場合が、要件になります。

● 様式例「両立支援カード」は、患者が自ら記載するもので、①チェックボックス形式で簡便に、②会社の手間を省いて迅速に作成できる様式例です。ただし、記載内容は会社とも合意形成されたものであることが望まれます。主治医にとっても、会社の確認があると安心して意見できますし、会社に連絡する際に参考になる情報です。

● 「療養・就労両立支援指導料」においても、患者が作成した「両立支援カード」が会社の確認を経て提供された場合が、要件になります。

両立支援カード
(本人記載欄)

職務内容 (有期雇用の場合は雇用契約期間も併せてご記入ください)		
勤務時間 時 分～ 時 分 (休憩 時間、週 日間)		
1 上記職務内容に含まれる作業 (右記(1)～(3)について該当する作業に○を記してください)	(1)身体上の負荷がある作業	①立位作業 ②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業 ③ 暑熱/寒冷/屋外作業 ④ 振動工具の取扱作業 ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 病原体等の取扱作業 ⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業
	(2)事故の可能性が高まる作業	① 1 人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転
	(3)心身の負担が高いと感じられる作業	① 残業・休日労働など(長時間労働) ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他
	(1)～(3)の作業について、 特に医師意見を求める作業 内容およびその理由	
2 利用可能な社内制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 半日単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病気休暇 ☐ 勤務日数短縮(週____日勤務) ☐ 短時間勤務 ☐ 時差出勤 ☐ フレックスタイム ☐ 試し出勤 ☐ 在宅勤務 ☐ その他()	
勤務形態	☐ 常昼勤務 ☐ 交替勤務(深夜勤務なし) ☐ 交替勤務(深夜勤務あり) ☐ その他 ※例：自発的な離席が困難な勤務形態等 ()	
通勤方法 (該当すべてに ✓し通勤時間をご記入 ください)	☐ 徒歩 ☐ 公共交通機関(着座可能) ☐ 公共交通機関(着座不可能) ☐ 自動車 ☐ 通勤なし(在宅勤務) ☐ その他() 通勤時間 片道 分	
年次有給休暇日数	残 日間	

会社において選任されている産業医等に✓してください。

☐産業医 ☐総括安全衛生管理者 ☐衛生管理者 ☐安全衛生推進者 ☐衛生推進者 ☐保健師

会社に両立支援の申し出を行い、本カードの作成にあたって下記の担当部署・担当者の確認を受けました。

(会社記載欄)

会社名

担当部署・担当者名

住所

電話番号

両立支援カード
(医師記載欄)

診断名				
現在の症状				
今後の治療内容				
通院頻度				
就労に関する意見	☐ 可 ☐ 下記ア～ウの条件付き可(年 月 日～ 年 月 日) ☐ 現時点で不可			
ア 病勢の悪化や労働災害など事故に巻き込まれることを防ぐために配慮が必要な事項(本人記載欄1の作業に対応する配慮事項)	(1)身体上の負荷がある作業			
	① 立位作業	☐ 作業可	☐ 立位の時間の制限 ☐ 椅子等の準備	☐ 作業は当面不可
	②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業	☐ 作業可	☐ 作業時間や回数の制限 ☐ 負荷の削減	☐ 作業は当面不可
	③ 暑熱/寒冷/屋外作業	☐ 作業可	☐ 作業時間や回数の制限 ☐ 空調機器の利用	☐ 作業は当面不可
	④ 振動工具の取扱作業	☐ 作業可	☐ 振動の少ない工具の利用 ☐ 作業時間の制限	☐ 作業は当面不可
	⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 病原体等の取扱作業	☐ 作業可	☐ 作業時間の制限 ☐ 保護具の着用	☐ 作業は当面不可
	⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業	☐ 作業可	☐ 作業時間の制限 ☐ 作業強度の制限	☐ 作業は当面不可
	(2)事故の可能性が高まる作業			
	① 1人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転	☐ 作業可	☐ 当人や他者への危害を防止する安全装置等 ☐ 当人の安全を確認できる配置等	☐ 作業は当面不可
	(3)心身の負担が高いと感じられる作業			
	① 残業・休日労働など(長時間労働) ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他	☐ 作業可		
	☐ 作業は当面不可			
	イ 本人記載欄1の作業について、上記ア以外の必要な配慮事項・アの配慮の補足事項	☐ 負担の少ない保護具着用 ☐ 紫外線をできるだけ避ける ☐ 食事内容により病勢が悪化するため会食を避ける ☐ 排尿・排便回数が多くなるためトイレが利用しやすい環境整備 ☐ 残業・休日労働(長時間労働)の制限 ☐ 出張の制限 ☐ 夜勤の制限 ☐ その他		
ウ 本人記載欄2の利用可能な社内制度を踏まえた、上記ア・イ以外の、患者が働き続けるために医学的理由から配慮が望ましい事項 ※次ページ<配慮の例>も参照の上で、ご記入ください	☐ 治療スケジュールに合わせた休暇等 ☐ 作業中の適宜休憩 ☐ 短時間勤務 ☐ 時差出勤 ☐ フレックスタイム ☐ 試し出勤 ☐ 在宅勤務 ☐ その他 ※例：長時間情報機器作業を制限する等			

両立支援が困難となる要因の例

1. 患者(労働者)

意識

(医療につなげることができない)

雇用契約

2. 医療機関

主治医意見書の作成

3. 事業場

両立支援のための環境整備

両立支援の留意点

—医学的見地と労務管理の両輪で—

1. 十分な情報共有

書面様式の準備

医療機関

事業場

勤務情報提供書

主治医意見書

両立支援カード

両立支援プラン



2. 就業上の措置・配慮への置換

医学的見地と労務管理の各専門性を生かして

院内体制の整備

- 患者（労働者）への働きかけ（病名告知の際）
例）口頭、リーフレット
- 患者（労働者）・主治医への支援
例）がん相談支援センター
両立支援コーディネーター
- 書面様式の準備
（勤務情報提供書、主治医意見書）
例）電子カルテシステム、書面

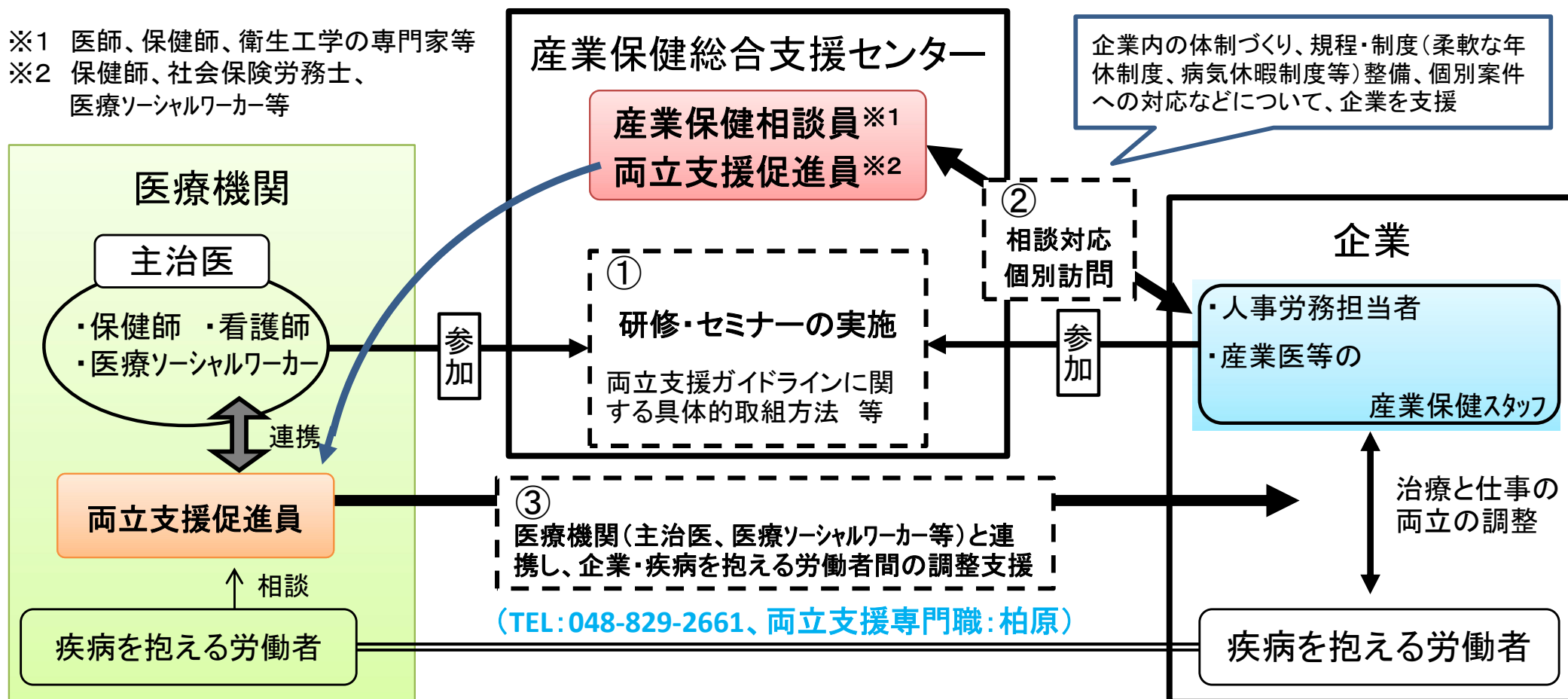
産業保健総合支援センターによる 治療と仕事の両立支援のイメージ

(独)労働者健康安全機構が各都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」を中心として、

- ①人事労務担当者、産業保健スタッフ、医療関係者に対する研修・情報提供
- ②両立支援に取り組む関係者等への相談対応・個別訪問
- ③医療機関と連携し、企業・疾病を抱える労働者間の調整支援

※1 医師、保健師、衛生工学の専門家等

※2 保健師、社会保険労務士、
医療ソーシャルワーカー等



埼玉産業保健総合支援センター

両立支援相談窓口

県内11カ所

埼玉医科大学国際医療センター

第3木曜日 11:00～14:00

2026年10月1日現在

ご清聴、ありがとうございました！

